

# 「鳥取県高校生等奨学給付金」

## 7月申請（年額給付及び第2回申請）について

給付を希望する対象世帯は、世帯区分に応じた書類を期限までに提出してください。

なお、新入生に対する一部早期給付を受けた場合は、2回目（7～3月分相当額）の申請となります。

### ○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- ① 令和2年7月1日時点で令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- ② 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯  
※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

### ○提出書類

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。※申請者は高校生等の保護者等です。

#### 生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－2号）
- (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書  
※令和2年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
- (3) 在学等証明書（様式第4号）  
※令和2年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

#### 道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－2号）
- (2) 保護者等全員分の令和2年度における道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- (3) 在学等証明書（様式第4号）  
※令和2年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。
- (4) 対象となる新1年生の生徒及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し

### ○提出期限・提出先

令和2年7月31日（金）までに県育英奨学室へ提出してください。

### ○問合せ先

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室  
電話：0857-26-7541  
メール：jinkenyouiku@pref.tottori.lg.jp



鳥取県教育委員会  
からのお知らせ